

令和2年 議案第13号

みよし市社会教育委員の選任について
上記の議案を提出する。

令和2年5月15日提出

みよし市教育委員会

教育長 今 瀬 良 江

説 明

この案を提出するのは、みよし市社会教育委員の任期満了に伴い、新たに選任する必要があるからである。

みよし市社会教育委員会委員(案)

任期:令和2年4月1日～令和4年3月31日

No.	氏 名(フリガナ)			備 考	経験年数 (元年度末)
1	委員長	秋松 成喜	アキマツ セイキ	学識経験又は実務経験者	16
2	副委員長	鈴木 輝二	スズキ テルジ	学識経験又は実務経験者	13
3	委員	野口 尚子	ノグチ ナオコ	学識経験又は実務経験者	2
4	委員	大地 由美子	オオチ ユミコ	学識経験又は実務経験者	2
5	委員	中村 有里	ナカムラ アリ	東海学園大学	4
6	委員	中山 弘之	ナカヤマ ヒロユキ	愛知教育大学	3
7	委員	三ツ本 隆	ミツモト タカシ	区長会代表(三好丘緑区長)	0
8	委員	岡本 清則	オカモト キヨノリ	文化協会代表(副会長)	7
9	委員	高村 篤志	タカムラ アツシ	PTA連絡協議会代表 (北部小学校)	0
10	委員	竹内 博之	タケウチ ヒロユキ	学校代表(教頭会) 南中学校	0
11	委員	児玉 文子	コダマ フミコ	私立幼稚園協会代表 (三好丘聖マーガレット幼稚園)	2

○みよし市社会教育委員条例

平成26年みよし市条例第4号

みよし市社会教育委員の定数、任期および費用弁償等に関する条例（昭和24年三好村条例第13号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第1項の規定に基づき、みよし市社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

（委嘱の基準）

第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。

（定数）

第3条 委員の定数は、11人以内とする。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 教育委員会は、特別の事情のある場合には委員の任期中でも解嘱することができる。

3 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員会の設置）

第5条 委員は、その職務を行うため、社会教育委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（委員長及び副委員長）

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定め、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（報酬及び費用弁償）

第7条 委員の受ける報酬及び費用弁償については、みよし市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給に関する条例（昭和31年三好村条例第11号）の定めるところによる。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会その他運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月24日条例第26号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。